

平成 22 年度 個別事業概要説明

(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費

議会事務局

議会運営事業

議会の組織構成である議員に議員報酬並びに費用弁償等を支給し、議員の身分を保障する。
また、各種関係団体との体制の整備を図り、議員及び職員の研修並びに調査研究等を充実させることにより、議会活動の活性化と適正な議会運営を図る。

議会管理事業

議会事務（庶務・議事・調査）の執行並びに議会の機能の発揮を支える。

議会だより会議録作成事業

議会運営や活動の実態を住民に理解していただくため「議会だより」を各定例会ごとに発行し、住民の自治意識の高揚を図る。

また、地方自治法第 1 2 3 条の規定に基づき、会議録を作成する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

総務グループ

部課庶務事業

全庁的な行政活動共通の事務事業に要する経費を一括管理することにより、効率的な事務執行を図る。

主な内容としては、複写機管理、共通封書作成、一般郵送料・宅配料の管理など。

また、日常の行政事務にかかわる法律的な相談事務及び個別訴訟事務を顧問弁護士に委託し、適正かつ円滑な事務執行の確保に努める。

文書図書管理事業

文書の收受・配布・保管及び法令図書・町例規の管理を正確かつ迅速に行うことにより、各部門の事務の円滑かつ効率的な実施を図る。

自衛官募集事務事業

自衛隊法・自衛隊法施行令に基づき、自衛官の募集に関する事務を行う。

地域活性化基金積立事業

地域の活性化を図る事業を推進するため設置された地域活性化基金への積立てを行う。

地域活性化基金条例第 4 条による運用益金（利子）の積立て。

職員研修事業

厳しい行財政状況の中、限られた人員により町行政を効率的に運営するため、様々な分野において個々の職員が能力を開発し、実務において知識・能力が発揮できるよう各種の研修を受講し、有能な人材の育成を図る。

職員等福利厚生事業

職員等の健康診断、健康相談等を実施することにより、健康保持・増進、病気の予防及び快適な職場環境の形成を図る。

財政事務事業

各政策に対し、限られた財源を有効かつ適正に配分し、常に収支の均衡を失うことなく財政運営の健全化を図る。

契約事務事業

契約事務を適正に処理することにより、公共工事等事業の円滑な推進を図る。

また、平成19年度より入札参加資格審査申請の電子申請を開始し円滑な運用を図る。

(平成23年度からの登録対象は、物品・製造の請負・サービス)

情報公開・個人情報保護事業

情報公開条例、個人情報保護条例を適正に運用し、情報公開制度・個人情報保護制度の充実を図る。

審議会等運営事業(総務G)

各種審議会等において、町の諮問等に応じ、諮問事項等について調査・審議を行う。

企画グループ

秘書事務事業

町長の交際及び渉外に関することを行う。

審議会等運営事業(企画G)

町よりの諮問等に応じ審議会等を開催し、諮問事項等について調査・審議を行う。

住民グループ

コミュニティ推進事業

町内各自治会及び播磨町自治会連合会の活動に対して、適切な支援を行うことにより、コミュニティ活動の活発化と自治意識・連帯意識の高揚を図り、各自治会活動の健全な発展を促進する。

また、自治会が行う自治会公民館の施設整備事業に要する経費について補助することにより、地域コミュニティ施設を充実し、住民の連帯意識の向上を図る。

健康安全グループ

国民保護計画推進事業

武力攻撃事態等において町民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画の見直しを実施し町民への周知を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文書広報費

企画グループ

広聴事業

住民から寄せられる町政に対する意見、要望などを聴取し、行政に反映していくとともに、地域の課題や問題解決のための助言並びに関係グループ等の調整を行う。

また、行政相談(毎月1回)、無料法律相談(毎月4回、1回4人まで)の実施により住民生活の課題を解決に導く支援を行う。

広報事業

広報「はりま」(毎月24日発行)、町ホームページ及びBAN-BANテレビ、ラジオの行政情報番組などを活用し、行政や住民活動の情報を提供するとともに住民のまちづくりへの参画と協働を促す。

また、まちのPRのためガイドマップ、キャラクターグッズを作成する。

町政モニター事業

住民参加のまちづくりを目指し、住民の方々より建設的な意見や提言を聴いたり、町政に対する関心をもってもらうために「町政モニター制度」を設け、行政と住民の連携と協働によるまちづくりを進める。

映像配信設備管理事業

議会中の映像などをインターネット網を用い配信するため映像配信システムを運用する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 会計管理費

会計グループ

出納事務事業

予算執行から決算までの一連の財務会計事務を含め、歳計現金等の適正な執行管理及び財源調整を行う。

また、現金の出納管理及び運用を安全かつ効率的に行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 電子計算費

企画グループ

電子自治体推進事業

基幹業務系システムやグループウェアシステム等の各種システムの維持管理のほか、電子申請や電子申告等システムの利活用やセキュリティ対策の推進等の電子自治体の構築を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費

総務グループ

庁舎施設維持管理事業

行政目的を効率的に達成するため、庁舎施設の適切な維持管理と保安保持並びに施設等の整備充実を図る。

公有財産管理事業

普通財産の適正な維持、保全、管理を行うとともに、有効活用を図る。
また、将来にわたって不要と判断される用地については、売却の方向で検討する。

財政調整基金積立事業

一般会計における財源を積み立てるため設置された財政調整基金への積立てを行う。
財政調整基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

減債基金積立事業

一般会計における町債の償還に必要な財源を確保し、もって健全な財政運営に資するため設置された減債基金への積立てを行う。
減債基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

公共施設整備基金積立事業

公共施設の整備資金を確保するため設置された公共施設整備基金への積立てを行う。
公共施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

庁舎整備事業「新規」

空調設備の改修

室外機をはじめ空調機器の老朽化による劣化が激しいことから全面更新を行う。

地域振興チーム執務室移動に係る改修工事

地域振興チームの執務室を、現在の情報公開コーナーに移動させることに伴い、執務環境の整備のための改修工事を行う。

議会事務局間仕切り改修工事

事務局室が手狭になってきたことから、スペースの有効利用を図るため、部屋の間仕切りの変更工事を行う。

電気配線改修工事

近年の急速な業務の電算化等により、特定の執務室で使用電力量が増加したため、電気配線の改修工事を行い、適正な電力供給設備の整備を行う。

企画グループ

公用車運転等業務事業

指定した公用車の運行等を委託し、安全かつ効率的な運行を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費

総務グループ

国際交流基金積立事業

国際交流に対する事業の財源を確保するため設置された国際交流基金への積立てを行う。
国際交流基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

企画グループ

まちづくり推進事業

第3次播磨町総合計画に基づく実施計画を定める。各種協議会等に参加し、広域的な観点からもまちづくりを推進する。東播磨海広域行政協議会、山陽本線沿線市町連絡会、東播磨流域文化協議会、播磨地方拠点都市地域推進協議会への加入。

兵庫五カ国交流会議事業

兵庫県内の旧5カ国の5市町(摂津の国 猪名川町、丹波の国 篠山市、但馬の国 香美町、淡路の国 淡路市、播磨の国 播磨町)で、スポーツ交流や観光・物産等の紹介を行い、相互交流及び共同事業を通じてまちの活性化を図る。

また、災害時における相互支援を行う。

国際平和非核自治体会議事業

自由と平等を尊ぶところ豊かな社会の実現を目指し、昭和57年4月に「核兵器廃絶のまち宣言」を行っており、中学生を対象とした平和祈念講話会、中学生4名の長崎ピースフォーラムへの参加、非核宣言自治体全国大会への参加、平和映画会などを通して、人類永遠の平和を願って活動を推進する。

国際交流事業

播磨町と中華人民共和国天津市和平区・アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市との友好都市・姉妹都市提携に基づき、相互理解と交流を深めるとともに、広く諸外国の人々との交流の促進を図る。

また、平成7年7月に設立された「播磨町国際交流協会」の支援を行うとともに住民主体の活動を促進し、地域の国際化を進める。

播磨町・朝来市住民交流事業

播磨町と朝来市の住民交流事業を推進するため、小学生を対象とした交流事業「チャレンジ教室」の実施や、住民が自主的に参加する「朝来文化交流フェスタ」への支援などを行う。

地方バス等公共交通維持対策事業

民営の路線バス事業者に補助金を交付することにより、住民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保を図り、住民福祉の向上に資する。

総合計画策定事業

平成23年度からの次期長期総合計画を住民等の意見・提言を踏まえ20年度～22年度の3年度で検討し、策定する。

審議会を開催しパブリックコメントを実施するなど住民ニーズの把握に努め、社会情勢の変化や将来の見通しを踏まえながら、総合的、長期的な指針を策定する。

加古川ツーデーマーチ支援事業

「加古川ツーデーマーチ」のコースに大中遺跡が含まれていることから、通過者に、通過記念としてバッチの配布や、湯茶サービスを行い本町及び大中遺跡をPRする。

播磨ゆめづくり塾事業

まちづくりに関するテーマを広く住民より募集し、その中から採用されたテーマの発案者を塾長として「塾」を形成する。

住民自らがまちづくりを実践するとともに、様々な視点から魅力と夢のあるまちづくりについて調査・研究・提案を行い、住民と行政が協働のまちづくりを推進する。

また、各塾が連携したまちづくりに取り組む。

地域連携施設運営支援事業「新規」

県立東はりま特別支援学校の敷地内に設けられる地域連携交流施設では、障がい者支援に関する事業が実施される予定である。

また、この施設は学校と地域を結ぶ憩いや交流の場となる。当該事業は、この施設の運営を支援する事業である。

ゆるキャラ製作事業「新規」

播磨町のイメージキャラクターである「いせきくん」「やよいちゃん」を立体化（ゆるキャラ化）することにより、より住民に身近な存在とし、大中遺跡を含め播磨町の歴史や文化を広報し、町のイメージアップを図る。

住民グループ

夏まつり事業

住民のより多くの「であい」と「ふれあい」を深め、まちづくりの一環として開催される「播磨町夏まつり」を支援する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公平委員会費

議会事務局

公平委員会運営事業

公平委員会を地方公務員法第7条第4項の規定に基づき加古川市と共同設置していることに伴い、運営経費の一部を負担する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防犯対策費

健康安全グループ

防犯活動一般管理事業

加古川地区防犯協会及び地域住民団体が行う活動を支援することにより、犯罪のない明るいまちの実現を図る。

街灯施設維持管理事業

街灯を適切な状態に維持管理することにより、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

自治会街灯電気料金補助事業

各自治会が管理している街灯の電気料金の一部を補助することにより自治会経費の負担軽減を図るとともに、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

防犯啓発事業

防犯意識の高揚及び暴力団排除の意識啓発を推進する。

街灯新設事業

夜間における犯罪と事故の未然防止を図るため、街灯を設置する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 交通安全対策費

健康安全グループ

交通安全対策事業

住民に対する交通安全啓発活動事業及び交通安全に関して近隣市町等関係機関との調整を行い、住民の意識の高揚を図る。

また、交通安全対策について、関係機関に要望等を行う。

交通安全教育事業

主として幼児、児童及び高齢者に対して、交通安全教育を充実させることにより、交通事故の防止を図る。

交通安全施設維持管理事業

町内各所に設置しているカーブミラー・道路照明灯・警戒標識・道路区画線等交通安全施設の維持管理を行うことにより、交通安全の確保を図る。

駅周辺自転車整理事業

播磨町駅及び土山駅周辺に自転車等放置禁止区域の指定を行うとともに街頭指導や放置自転車の撤去を行い、歩行者の安全の確保と駅周辺の美化を図る。

自転車駐車場施設維持管理事業

播磨町駅及び土山駅の町立自転車駐車場を適切に管理することにより、利用者の利便性と交通安全の確保を図る。

交通災害共済事業

兵庫県市町交通災害共済組合の市町の住民の交通事故による災害に関する共済制度を提供し、もって住民の生活の安定と福祉の推進に寄与する。

交通安全施設整備事業

自動車保有台数の増加や交通量の増大などにより、近年交通事故が増加している。そのため、カーブミラー・道路照明灯・警戒標識等の交通安全施設を整備することにより交通事故の防止を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公害対策費

健康安全グループ

公害対策事業

事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭等によって、生活環境の悪化が心配されている。これらを防止するため、状況の把握、環境保全協定の遵守状況の確認、事業所への行政指導を行う。生活環境の保全を行うことにより、環境汚染の防止に努める。

環境保全事業

生活環境、自然環境及びゆとりと潤いのある美しい環境の創造並びに地球環境の保全を達成するため、環境啓発に必要な事業の企画・立案を行い、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚・環境保全に関する情報の収集及び提供等の事業を行う。

また、野添北公園に、自然への環境意識を高めるための施設として、ほたる育成水路を整備し、ほたるの育成・定着を行っている。その区域の管理について、植樹の剪定等の最低限の環境維持が必要であり、委託により実施する。

大気汚染常時監視事業

二酸化硫黄・二酸化窒素・光化学オキシダント等の大気汚染の状況について、的確に把握するため庁舎及び宮西に測定局を設置し、継続的に監視を行う。庁舎局については、兵庫県と常時交信を行うことにより、広域的な監視及び長期的・短期的な評価を行っている。事業所・自動車・人の活動等多岐にわたる発生源について常時監視することにより、総合的な大気保全対策を実施し、汚染防止を図る。

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業「新規」

住宅に太陽光発電システムを設置した住民に対して、設置導入に要する費用の一部を補助することにより、クリーンエネルギーを活用するシステムの設置を支援し、環境にやさしいまちづくりを推進する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 生活改善推進費

住民グループ

消費生活啓発事業

多様化する消費者問題に対応するため、相談体制を整備するとともに、「賢い消費者」の育成を目指して啓発活動を充実させる。専門相談員を新たに設置し、住民にとってわかりやすい身近な相談窓口を開設する。あわせて職員が専門的な知識を習得するため研修に参加する。

また、相談事例を踏まえつつ、消費者団体と連携を図り啓発活動を行う。このことから、消費者団体の活動を支援し、協働により消費者問題に対応していく。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 播磨ふれあいの家管理費

住民グループ

播磨ふれあいの家運営事業

緑豊かな自然とのふれあいを通じ、住民の余暇活動を促進するために設置した、「播磨ふれあいの家」の運営を行う。

また、経営改善を図るため、民間のノウハウ・活力を利用する指定管理者制度を導入し、住民の福祉の向上を図る。

なお、委託期間満了により平成 22 年度から 5 年間、新に朝来市立「みのり館」の指定管理者である株式会社田舎暮らしを指定管理者とする。「ふれあいの家」「みのり館」双方の特色を活かした活用が期待でき、指定管理料の削減が見込める。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 諸費

税務グループ

町税過誤納金還付事務事業

収納された税の収納状況を明確にし、過誤納付等が生じたときは、速やかに還付又は未納税額への充当処理をし、税の適正化を図る。

保険年金グループ

税外収入還付事業(保険年金G)

各種補助事業において、精算により過年度事業に返還が生じた場合の還付をする。

健康安全グループ

税外収入還付事業(健康安全G)

し尿処理手数料に過誤納付等が生じた場合、還付を行う。

(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 税務総務費

税務グループ

税務一般管理事業

税務関係証明書の発行、台帳の閲覧、諸税事務及び一般管理事務を行う。

また、税法・条例の規定に基づく委員会の設置及び各協議会に加入することにより、税の適正課税及び納税に関するPRを実施し、収納率の向上に努める。

・固定資産評価委員会：固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出について、審査・決定の機関として設置。

(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 賦課徴収費

税務グループ

町税賦課事務事業

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて賦課事務を行う。

- ・個人町民税(1月1日現在、町内に住所を有する人、あるいは事務所等のある人に課税する。)
- ・法人町民税(町内に事務所等を有する法人等に課税する。)

- ・固定資産税（1月1日現在、固定資産の所有者に課税する。）
- ・軽自動車税（4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税する。）
- ・たばこ税（卸売販売業者等）

町税徴収事務事業

町税の収納、管理事務を行う。消し込み事務の合理化、正確化、迅速化を図るとともに、未納者に対して督促状、催告状等を発送し収納率の向上に努め、また滞納者に対しては、差押等滞納整理を進め、税の確保と税負担の公平化に努める。

（款）総務費	（項）戸籍住民基本台帳費	（目）戸籍住民基本台帳費
--------	--------------	--------------

住民グループ

戸籍住基等事務事業

- ・戸籍事務：戸籍法に規定されている、各種届出の受理、戸籍編成及び戸籍謄・抄本の交付を行い、住民の利便を図る。
- ・住民基本台帳事務：住民に対する正確な記録を確保するため、転入届・転出届等を受理し、常に住民基本台帳の整備を行い住民票の写しを交付し、住民の利便を図る。
- ・外国人登録事務：外国人の登録を実施することにより、居住関係及び身分関係を明確にして、登録原票記載事項証明書等を交付し、在留外国人の利便を図る。
- ・印鑑登録事務：印鑑条例に基づき、印鑑登録申請書の受理、印鑑原票の作成及び印鑑登録証明書の作成交付を行い、住民の利便を図る。

住居表示整備事業

住居表示による住所の表示の整備を行うことにより、住所を分かりやすく示し、緊急車両の到着・郵便配達など行政サービスの正確化、迅速化を図る。

戸籍情報システム管理事業

年々増加する戸籍数及び戸籍事務に対し電算システムにより、戸籍受付から戸籍編成までを正確かつ迅速に処理し、住民サービスの向上に努める。

住民基本台帳ネットワークシステム管理事業

市区町村が行う各種行政の基礎となる住民基本台帳をネットワークで結び、全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムである住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤としても利用され、公的個人認証サービスへの活用、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例など住民の負担軽減、サービス向上、行政事務の効率化を図る。

住居表示維持管理事業

住居表示整備事業により設置した案内板・街区表示板の取替や、対照案内図・住居表示台帳の更新を行う。平成22年度においては、県の緊急雇用就業機会創出事業補助金を活用し、平成15年度以前に設定した街区表示板の取替を行う。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費

総務グループ

選挙管理委員会運営事業

正確かつ適正な選挙管理委員会の事務を行うことにより、各種選挙の公明性の確保を図る。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙啓発費

総務グループ

選挙常時啓発事業

明るい選挙の推進を図るため、有権者に対し政治・選挙に関する啓発を行う。

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 参議院議員選挙費

総務グループ

参議院議員通常選挙事務事業「新規」

正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性の確保を図る。

(任期满了日 : 平成 22 年 7 月 25 日)

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 町長選挙費

総務グループ

町長選挙事務事業「新規」

正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性の確保を図る。

(任期满了日 : 平成 22 年 7 月 12 日)

(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 兵庫県議会議員選挙費

総務グループ

兵庫県議会議員選挙事務事業「新規」

正確かつ適正な選挙事務を行うことにより、選挙の公明性の確保を図る。

(任期满了日 : 平成 23 年 6 月 10 日)

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費

企画グループ

統計業務推進事業

統計事務の充実発展を図るため、研究会などに参加し情報の交換を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 商工統計調査費

企画グループ

工業統計調査事業

製造業に属する事業所を対象として、事業所数・従業者数・製造品出荷額・原材料使用額などを調査し、工業の実態を明らかにする。(毎年実施)

経済センサス調査区管理事業「新規」

経済センサス調査区を管理し、必要な修正を行うことにより、経済センサス活動調査を始め、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 教育統計調査費

学校教育グループ

学校基本調査事業

教育行政の基本資料とするために、幼稚園、小学校、中学校に関する基本的な事項の調査を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 国勢調査費

企画グループ

国勢調査事業「新規」

国勢調査は、統計法に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎調査を得ることを目的とする。

なお、国勢調査は大正9年の開始以来5年ごとに行われており、平成22年国勢調査はその19回目に当たる。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 農林統計調査費

企画グループ

農林業センサス事業

我が国の農林行政に必要な農業及び林業に関する基礎資料を整備する。(5年に1回実施)

(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費

議会事務局

監査委員事務運営事業

法令により定められた権限に基づき、事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を報告及び公表することにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

保険年金グループ

障害者(児)医療費助成事業

1・2・3(内部障害)級の身体障害者手帳保持者及び重度、中度知的障害者、精神障害者手帳1級保持者を対象に、心身障害者(児)の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢障害者特別医療費助成事業

高齢の重度心身障害者に係る医療費の一部負担金を助成し、負担を軽減するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療費の給付を受けるものであって、身体障害者手帳 1・2・3（内部障害）級、療育手帳 A・B 1、精神障害者手帳 1 級保持者が対象である。

国民健康保険事業特別会計繰出事業

国・県・町の施策として実施される保険税の軽減や負担金の減額措置等に対して、その費用を一般会計を通じて国保特別会計へ繰り出すことにより国民健康保険の財政基盤の安定を図る。

保険基盤安定分

低所得者への保険税軽減分と低所得者数により補填される支援分があり、国・県・町が応分の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

職員給与費等分

国保の事務に要する経費は国の負担とされていたが、平成 10 年からは事務費についても全額一般財源化され地方財政措置が図られることとなったので、従来からの人件費等職員給与費に相当すると認めることができるものと併せて一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

出産育児一時金分

被保険者が出産したときに世帯主に対し出産育児一時金として支給しているが、その 3 分の 2 を地方財政措置により一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

財政安定化支援事業分

平成 4 年度に地方財政計画上措置されたもので、被保険者の応能割保険税負担能力の不足分を補填するため、保険基盤安定分を算定ベースとして一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

一般分

県・町で実施する福祉医療によって減額される国保の療養給付費負担などの保険税不足分等について、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

福祉医療等事務事業

各種福祉医療助成事業（老人、障害者、乳幼児等、母子家庭等、高齢障害者）に係る事務を行う。

福祉グループ

障害者福祉一般管理事業

障害者福祉全般に係る出張旅費及び一般事務経費また社会福祉のために活動している団体等に事業費用の一部を補助することにより、自立の向上と社会参加の促進を図る。さらに小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新事業体系へスムーズに移行できるよう移行時に要する経費の一部を補助する。

民生委員児童委員活動事業

播磨町民生委員児童委員（60 名）及び主任児童委員（4 名）が、要援護者世帯、母子・生活保護世帯などの訪問・見守りや相談などを通し、地域福祉の向上を目的として活動する。

また、民生委員児童委員 1 名につき、2 名の協力委員を設置し、民生委員と協力して福祉活動を行う。

戦没者遺族援護事業

播磨町遺族会の事業に係る費用の一部を補助することにより、遺族会の福祉の向上に寄与する。戦没者追悼式（町主催）を実施することにより、戦没者の霊を慰め遺族会の福祉の向上に寄与する。

障害者更生援護事業

障害者更生援護事業

福祉施設等に入通所している者、若しくはその扶養義務者に対し、補助金を支給することによって、その負担の軽減を図り、当該心身障害者（児）の自立更生を促進し、もって心身障害者（児）の福祉の増進を図る。

小規模通所訓練事業

企業等に就労することが困難な在宅の障害者を対象に、社会参加の機会として、作業訓練を実施している小規模通所訓練事業所等に対して運営費の一部を補助する。

心身障害者扶養共済制度加入者補助事業

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度に加入している者に対し、掛金の一部を補助する。

扶養共済制度とは、心身障害者（児）の保護者が万が一死亡し又は重度障害になったとき、心身障害者（児）に終身年金を支給して、生活の安定を図ることを目的とするものであり、兵庫県が実施している福祉保険制度である

重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業

在宅の重度障害者（児）が生活行動範囲の拡大と社会参加のために、利用するタクシー運賃の一部（500円）を補助する。

- ・身体障害者（児）…… 1・2級手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
- ・知的障害者（児）…… A判定の手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者
- ・精神障害者（児）…… 1級手帳所持者で前年分の所得税が非課税の者

社会福祉協議会運営費補助事業

播磨町社会福祉協議会の運営費を助成し、地域社会福祉事業の効率的な運営と組織的活動の促進及び地域福祉の増進を図る。

身体障害者更生医療費助成事業

18歳以上の身体障害者で、一般医療の終了後、更生に必要な医療費の助成を行うことにより、身体の機能障害の軽減又は改善を図り、日常生活や社会生活を容易にする。

- ・身体障害者更生相談所での判定の結果、必要と認められた者。
- ・指定された医療機関での医療費
- ・身体障害者の属する世帯の市町村民税額によって自己負担上限額を決定する。

身体障害者（児）補装具費支給事業

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替するための補装具の購入又は補修に必要な費用の一部を支給することにより、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図り、また、身体障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する。

住宅改造助成事業

高齢者及び障害者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう住環境を整備するため、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成する。

福祉一般管理事業

社会福祉全般に係る出張等に要する経費及び人権啓発・住宅新築資金等貸付償還事務に係る経費、また、社会福祉のために活動している各協議会等の事業費用の一部を補助(負担)する。

心身障害者福祉年金給付事業

心身障害者（児）に、その障害程度に応じて年金を支給する。

1・2級	・・・	40,000円	3級	・・・	30,000円
4級	・・・	20,000円	5級	・・・	10,000円
6級	・・・	5,000円			
A・B1判定	・・・	40,000円	B2判定	・・・	10,000円

社会保障の理念に基づき、心身障害者（児）又はその保護者に心身障害者福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。

成年後見制度利用支援事業

自己の責任のもとに選択・決定をする判断能力が不十分な者を支援するために「成年後見制度」が実施されている。本人保護のために制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬が補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。

重度心身障害者（児）介護手当支給事業

在宅重度心身障害者（児）（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定）で一定の基準を満たしている者の介護者に対して、介護手当を支給する。

障害福祉サービス事業

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるように仕組みを一元化した障害者自立支援法に基づいて、利用者と事業者が対等な関係にあって、自らサービス提供者を選択し、契約によってサービスを利用する制度である。町は、申請受付、訪問調査、認定審査を行い支給量を決定し、サービス利用計画を作成（必要な者に対し町又は委託事業所が作成）し、利用者負担額を除いたサービス費を支払う。

地域生活支援事業

運転免許取得費助成事業

身体障害者が道路交通法の規定による自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、身体障害者の行動範囲の拡大を促進し、その生活の自立向上を図る。

自動車改造費助成事業

身体障害者が就労等に伴い、所有する自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を補助することにより、社会復帰の促進・自立向上を図る。

手話奉仕員派遣事業

聴覚障害者・言語機能障害者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、必要に応じ手話奉仕員を派遣する。

手話奉仕員養成事業

手話奉仕員派遣事業における、手話奉仕員登録者減少のため、養成講座を実施し登録者数を増やし、緊急時の手話奉仕員派遣要請にも対応できるような体制を整える。

要約筆記者派遣事業

中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合等に出席する場合に、要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保する。

ふれあいフェスティバル運営事業

精神の健康を損ない医療機関に入院し、回復に向けて療養・努力している方々の社会復帰に役立てるため、東播臨海精神保健協会に委託し、グラウンドゴルフ大会、歌、踊りなどの催しやバザー、健康相談等を行う。

声の広報事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、町広報の一部を録音し提供する。

障害児生活訓練事業

自宅に閉じこもりがちな児童の健全な育成及び他の学校に通う児童との交流を目的とし、特別支援学級及び特別支援学校等の小学部に通う児童に対し、夏休み中に週2～3回個人の能力に応じた日常生活訓練やレクリエーション活動を行う。

移動入浴サービス事業

家族の協力があっても入浴が困難で介護保険サービスの提供を受けられない重度身体障害者（児）に対し、定期的（1ヵ月に2回まで）に移動入浴車を派遣する。

身体障害者日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障害者に対して日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の利便を図る。

障害児日常生活用具給付等事業

重度身体障害児・知的障害者（児）に対して日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図る。

訪問型歩行訓練事業

中途失明者等視覚障害者に対し、近隣生活圏や通勤先等において、個々の日常生活に応じた歩行訓練を実施することにより、視覚障害者の自立と社会参加を図る。

外出訓練・交流・スポーツ振興等補助事業

障害者が10人以上集まり、外出等の訓練や視察に貸切バスを利用したときに、バス代の一部を補助する。

また、障害者団体及びボランティア団体等が障害者の交流やスポーツ振興を目的として行事を開催するときは、その一部を補助する。

障害者相談支援事業

身体・知的・精神3障害の専門的知識をもつ相談員を設置し、障害者、障害児の保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行う。

また、専門的な見地から相談支援等を要する処遇困難ケース等の対応も行う。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。

日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に支援が必要な障害者の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行い自立の促進、生活の向上等を図る。

日中一時支援（生活介護型）事業

障害者の入浴、食事の提供、創作的活動及び機能訓練等を当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行うことにより、居宅生活の維持・向上を図る。

更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている者（所得要件あり）に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

施設入所者等就職支度金給付事業

身体障害者更生援護施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。

生活サポート事業

介護給付費支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業「新規」

平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在の聴覚障害者用情報受信装置は地デジに対応していないため、聴覚障害者用情報受信装置の給付を受けている者に対して、緊急支援を行う。

地域支援ネットワーク事業「新規」

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るためには、サービス提供者やボランティア等の福祉関係者、まちづくり活動団体、企業、医療、保健、行政など様々な社会資源が繋がり、障害のある人を支援していくネットワークが重要である。課題解決に向け、町内外の様々な社会資源をつなぐ地域支援ネットワークを構築する。

（款）民生費 （項）社会福祉費 （目）老人福祉費

総務グループ

長寿社会福祉基金積立事業

長寿社会における福祉の向上を図るため設置された長寿社会福祉基金への積立てを行う。

長寿社会福祉基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て

保険年金グループ

老人医療費助成事業

65歳以上70歳未満の者で、国民健康保険の被保険者又は社会保険の被保険者又は被扶養者の医療費の一部を助成する。

老人の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

老人保健医療事業特別会計繰出事業

老人保健法に基づく医療費等のうち、老人医療費の町負担額（老人医療費の1/12の額）及び当事業に要する事務費を繰り出す。

介護保険事業特別会計繰出事業

介護保険法に基づく介護（介護予防）給付費等、地域支援事業に要する費用の町負担分及び当該制度を運営するために必要な職員給与費並びに事務費を介護保険事業特別会計へ繰り出す。

介護（介護予防）給付費等に要する費用の12.5/100

地域支援事業（介護予防事業）に要する費用の12.5/100

地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）に要する費用の20.0/100

当該事業を運営するために必要な職員給与費及び事務費

社会福祉法人等利用者負担軽減助成事業

播磨町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度事業実施要綱（平成13年要綱第5号）要介護認定を受けた一定の基準を下回る低所得者が、社会福祉法人が実施する介護サービスを利用した場合に自己負担額が1/4（老齢福祉年金受給者1/2）軽減される。

この軽減を実施した社会福祉法人において、軽減した金額が一定の割合を超えた場合に、社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金に係る交付要綱第4条の規定に基づき補助金を交付する。

後期高齢者医療費等負担事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、老人医療費の町負担額（老人医療費の1/12の額）及び広域連合への負担金を交付する。

後期高齢者医療事業特別会計繰出事業

後期高齢者医療保険料徴収に要する経費等事務費を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出す。

福祉グループ

高齢者在宅福祉事業

在宅高齢者介護手当支給事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の、精神的、経済的負担を軽減するために、月額10,000円の介護手当を支給する。

日常生活用具給付事業

要援護の高齢者又はひとり暮らしの高齢者が、日常生活を安全に過ごすために必要な用具(電磁調理器・火災警報器・自動消火器)を給付する。

生活支援型ホームヘルプサービス事業

おおむね65歳以上の日常生活を営む上で支障がある高齢者(介護保険対象外)の家庭で、家族だけでは十分な家事や介護ができない家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行う。

寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理ができていないひとり暮らしの高齢者や障害者の世帯に、寝具乾燥消毒装置を設置した車両で訪問し、寝具類の乾燥消毒を実施する。

訪問理美容サービス事業

家庭で寝たきり状態にあり、理美容院に出向くことが困難な高齢者や障害者の方に理容師又は美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを実施する。

いきがい対策事業

いきがいづくり促進事業

高齢者がいきがいをもって過ごすことができるよう地域において高齢者とのふれあいを行う自治会に対して支援する。

長寿祝金支給事業

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともにその福祉の増進に寄与することを目的とし、80歳、85歳、90歳、95歳の高齢者に対して、長寿祝金を支給する。

特別長寿祝金支給事業

多年にわたり地域社会の発展に尽くしてこられた100歳以上の長寿者を敬愛し、ねぎらうことを目的として、特別長寿祝金を支給する。

100歳・・・100,000円

101歳以上・・・50,000円

播磨ふれあいの家利用助成事業

高齢者、心身障害者(児)、精神障害者保健福祉手帳及び原子爆弾被爆者手帳の交付を受けた方の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とし、利用料の一部を助成する。

高齢者総合福祉対策事業

長寿社会福祉基金から生ずる益金を利用して

- ・在宅福祉等の普及向上
- ・健康、生きがいづくりの推進
- ・ボランティア活動の活発化

等のため、民間の団体が長寿社会に備えて行う事業に対して補助金を交付する。

老人保護施設措置事業

環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者等を老人福祉施設への入所手続を行い養護する。

緊急通報システム管理運営事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故など万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう「あんしんボタン」(緊急通報装置家庭用端末器)を貸与し、高齢者等の日常生活の安全の確保と不安解消を図る。

老人クラブ活動支援事業

地域の高齢者が自主的に集まり、各種社会活動を総合的に実施するために組織された老人クラブ(単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会)の活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金費

保険年金グループ

国民年金事業

高齢化社会の到来に対し、老後の生活の柱としての年金制度の役割は、ますます必要となり、併せて納付記録問題と重なり、町民の関心は高まりを見せている。

また、国民年金制度が公的年金の根幹であり、世代間扶養という理念を基本に適用の推進、未納者対策を重点として、積極的に年金事務所への支援、連携、協力を行う。

無年金外国籍高齢者特別給付事業

町内で外国人登録又は住民登録をされている方で、大正15年4月1日以前に生まれた者を対象に無年金者の救済を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉会館費

福祉グループ

福祉会館管理運営事業

住民の福祉の増進、文化の振興を図り、各種集会、その他の利用に供するため設置された福祉会館の管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) デイサービスセンター費

福祉グループ

デイサービスセンター管理運営事業

デイサービスセンターの管理及び重度身体障害者の短期入所運営事業を指定管理者に委託する。

デイサービスセンター改修事業「新規」

平成2年度完成以来、築後20年が経過する建物で、老朽化が顕著であり、雨漏りが生じている状況である。このため屋上防水工事、外壁補修工事を実施する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 健康いきいきセンター費

健康安全グループ

健康いきいきセンター管理運営事業

住民の健康づくりについて、指定管理者制度の導入により民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、効果的な管理運営や住民サービスの向上を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉しあわせセンター費

福祉グループ

福祉しあわせセンター管理運営事業

住民の福祉の増進、各種団体の活動拠点として設置された福祉しあわせセンターの管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

保険年金グループ

乳幼児等医療費助成事業

0歳から小学3年生終了前児童の医療費を助成することにより、乳幼児等の健康の向上及び福祉の増進を図る。

こども医療費助成事業「新規」

心身・体力等で節目となる前青年期から思春期に至る10歳から15歳を対象に、子育て世代が安心して子育てできるよう、精神的・経済的負担の大きい入院医療を対象として、医療保険の自己負担の一部を助成する。

福祉グループ

学童保育事業

共働き家庭等の児童の放課後対策として、保護者によって設置されている学童保育所に運営費の補助を行う。

子育て家庭ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が病気等の社会的な理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

保育所一般管理事業

保育所の入所及び保育料決定・徴収等に関する事務を行う。

児童福祉一般管理事業

児童福祉全般に係る出張旅費、一般事務経費及び子育て支援ガイドブックを印刷する。

要保護児童対策事業

児童福祉に関する相談業務を実施するとともに、虐待を受けている児童の早期発見及び適切な保護等について、「要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関及び関係者の連携により、迅速かつ適切な対応を図る。

児童福祉施設整備事業費補助事業「新規」

町内保育所において、園舎が老朽化しており耐震基準を満たしていないためこれを改築する予定である。この改築費用の一部を県基金に併せて町が補助することで、保育環境の改善を図り児童福祉の向上に努める。

こんにちは赤ちゃん事業

地域の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）などの訪問スタッフが生後4ヵ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育てに関する悩みや不安を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげる。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・ヘルパー等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児・家事援助を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

学童保育所施設改修事業「新規」

経年劣化した学童保育施設の補修を行い、施設の維持管理を目的とする。

本年度は、蓮池第1学童保育所のエアコン取替工事を行う。

子育て活動立ち上げ支援事業「新規」

子育て支援には、多方面からの支えが必要である。ニーズを柔軟にとらえ、幅広い子育て支援を進めるために、NPO等の立ち上げや多様な活動ができるための支援として、人材発掘、人材育成、居場所づくりを行う。

3人乗り自転車普及モニター事業「新規」

3人乗り自転車の普及啓発を推進するために、モニターによる啓発を行い自転車の安全運転の意識向上の推進を図る。

子どもを守るネットワーク活動拠点事業「新規」

心理士等子どもの様々な問題に対処するための相談業務、町内子育て支援施設への巡回相談を実施し、また子どもを守るネットワークを構築する活動を支援する。

子ども手当等支給事務事業「新規」

子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する事務を行う。

健康安全グループ

障害児療育事業

心身に障害をもつ18歳未満の町内在住者に対し、協力医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士による訓練や相談を実施し、障害児の健やかな発育を助け、家族の負担軽減を図る。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

福祉グループ

児童手当支給事業

播磨町内に居住する小学校修了前の児童を養育する者に児童手当を支給し、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

保育所運営事業

保育所の保育の実施費用を支給する。

保育対策等促進補助事業

社会福祉法人が行う下記事業に対し、その費用の一部を助成する。

- ・延長保育促進事業
- ・障害児保育事業
- ・保育所地域活動事業
- ・一時預かり事業
- ・病後児保育事業(病後児型)
- ・発達障害児等保育事業

子ども手当支給事業「新規」

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子父子福祉費

保険年金グループ

母子家庭等医療費助成事業

母子家庭等の医療費の一部を助成し、母子家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図る。

福祉グループ

母子・父子等及び寡婦福祉事業

母子・寡婦の福祉の向上を図るため、播磨町婦人共励会へ補助を行う。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費

福祉グループ

北部子育て支援センター運営事業

播磨町の北部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児集団体験保育等を実施し、保育園、幼稚園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

また、仕事と家庭の両立支援及び核家族家庭の支援のために、ファミリーサポートセンターが、提供会員、利用会員の利用調整を行うことにより、地域における住民相互の援助活動を行う。

南部子育て支援センター運営事業

播磨町の南部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児集団体験保育等を実施し、保育園、幼稚園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費

福祉グループ

難病患者在宅福祉事業

難病患者が、より快適に過ごせるようにホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具給付等を通じて支援する。

健康安全グループ

保健推進事業

保健事業の基盤を整備するため、次の事業を行う。

保健衛生思想の普及向上

健康づくりの推進

精神保健福祉事業の推進

健康診査・がん検診等の実施

誰もが生涯を通じて健やかに暮らし、健やかに老いることができるよう健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図る。

保健対策推進協議会運営事業

保健対策推進協議会等を通じて保健事業に関する審議・企画を行う。

医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、加古川健康福祉事務所（保健所）、町内各種団体（自治会連合会・民生委員児童委員協議会・シニアクラブ連合会・いずみ会・連合婦人会等）からの意見により、保健対策に関する実情を総合的に把握し、基本的な施策を検討、調整する。

住民健康調査事業

加古川地域における大気汚染の健康影響を評価するという目的に鑑み、地域内の小学生を対象に呼吸器・アレルギー疾患の有症率を中心とした疫学調査を行う。加古川市と播磨町で同時に調査し、調査結果については合わせて分析する。調査については加古川市加古郡医師会に委託し、計画・実行については、学識経験者等による実行委員会により決定する。

調査期間は20年度から24年度までの5年間。

市町母子保健事業

母子の健康保持・増進のため、次の事業を行う。

両親学級

乳児健康診査

離乳食講習会

子育て相談

10ヵ月児健康診査

1歳6ヵ月児健康診査及び精密検査

2歳児育児教室

ことばの教室

3歳児健康診査及び精密検査

訪問指導

思春期体験学習

妊婦健康診査費助成事業

妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成する。14回の健診に対して、上限70,000円の助成を行う。

妊婦歯科検診事業

妊娠期間に1回、協力歯科医院にて歯周疾患検診を実施する。

特定不妊治療費助成事業

体外受精及び顕微鏡受精（特定不妊治療）を受けられた夫婦に対し治療に要する費用の一部を助成する。1回当たり10万円を限度に1年度2回まで、通算5ヵ年度を限度とする。

ただし、対象者は県要綱の規定に基づく助成の決定を受けた者とし、1回当たりの県助成額を控除する。

地域保健医療情報システム事業

一市二町（加古川市・稲美町・播磨町）における「地域保健医療情報システム」を維持管理し、運用する。

一市二町の医療機関を利用する者の検査・健診データを中心に、各病院や診療所で発生する独自の医療情報や保健所、市町及び加古川総合保健センターで把握したデータをシステム化し、その内容を医療機関、行政機関、事業所等の各関係機関が地域住民の立場に立った適切なサービスを供給できるシステムである。平成6年10月1日より稼働。

救急医療事業

日曜・祝日・年末年始・夜間（小児科は準夜間）における救急診療業務を行う。

休日及び夜間においての診療業務を実施することにより、救急患者の医療不安の解消を図る。（関係機関）加古川市加古郡医師会、播磨歯科医師会、加古川夜間急病センター、兵庫県町村会、加古川歯科保健センター等

加古川総合保健センター建設管理負担事業

加古川総合保健センターの管理費を一市二町及び(財)加古川総合保健センターで負担する。

メディカルフロア管理事業

播磨町駅北「セフレ播磨」公益施設（メディカルフロア）の維持管理を行う。

アスベスト健康管理支援事業

アスベストによる健康被害を早期に発見し、アスベスト関連疾患に係る住民の健康管理を支援することを目的とし、健診等において、アスベストばくろ歴のある者に健診カードを配布し、継続的な受診を促す。

また、アスベストによる肺がん中皮腫等の健康被害を生じるおそれのある者について、アスベスト健康管理手帳を交付するとともに、その検査に要する費用を助成する。

後期高齢者健診事業

後期高齢者医療広域連合の被保険者の健康の保持増進を目的に、生活習慣病を治療中の者を除く被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査を実施する。

（款）衛生費 （項）保健衛生費 （目）予防費

健康安全グループ

予防接種事業

病気の予防に有効であることが確認されている免疫原の接種を行うことにより、病気に対して免疫の効果を得させ、その発生及び流行を防止する。

（内容）BCG・三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・ポリオ・日本脳炎・
高齢者インフルエンザ（季節型）

（対象者）乳幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者

感染症予防事業

水害や新興感染症の予防のため備蓄薬品の補充を行う。

動物管理事業

動物の適正な管理をめざし、畜犬登録、不要猫の引取り等を行う。狂犬病予防のため、飼犬の登録と注射を実施し、公衆衛生の向上を図る。

（款）衛生費 （項）保健衛生費 （目）環境衛生費

健康安全グループ

環境衛生事業

生活用排水路（暗渠部分）の清掃や新島の岸壁及び公共埠頭の清掃等を行い、生活環境の悪化防止と公衆衛生の向上を図る。

また、生活環境の向上を図るため、自治会が行う地域の環境美化運動を促進する。

資源回収奨励事業

各種団体が実施する資源ごみ集団回収運動に対し、奨励金を交付することにより、この運動をより一層促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 火葬場費

住民グループ

斎場運営事業

稲美斎場「ひじり苑」の適正な維持管理を行うための費用を負担する。

また、住民の利便を図るため、死亡者を出棺場所より稲美斎場「ひじり苑」まで搬送する費用を負担する。

斎場建設関連事業

斎場建設に当たって、付近住民との合意事項である施設の建設及び改良工事に係る費用の一部を負担する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費

総務グループ

一般廃棄物処理施設整備基金積立事業

一般廃棄物処理施設の整備資金を確保するため設置された一般廃棄物処理施設整備基金への積立てを行う。(平成18年度より1億円の積立てを実施)

一般廃棄物処理施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て及び第2条による予算積立てを行う。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 塵芥処理費

健康安全グループ

塵芥処理一般事業

ごみ処理に伴う事務処理を行う。

塵芥収集業務運営事業

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。

塵芥処理施設維持管理事業

塵芥処理センターの適正な運営及び維持管理を行う。

ごみ集積場整備費助成事業

自治会がごみ集積場所を整備するための工事費の一部を助成することにより、地域の環境美化の推進を図る。

大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業

ごみ焼却灰及び建設廃材の埋立て処分地を確保するため、近畿二府四県の自治体により実施している広域事業に参加する。町内で確保が困難である最終処分場の確保に努める。

粗大ごみ処理事業

町内から排出された粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトル等を加古郡衛生事務組合で処理するための費用を負担する。

粗大ごみ処理施設建設事業

加古郡衛生事務組合が建設した、廃プラスチック容器減容機及びストックヤードの建設にかかった公債費の償還金を負担する。

資源ごみ分別推進事業

ごみ処理施設へのごみ搬入者に対し、適正なごみの分別指導と啓発を行うことにより資源ごみのリサイクル（再生利用）を推進する。

ごみステーション管理事業

不法投棄の監視及びごみの分別の啓発活動を行い、地域の環境保全に努めるとともに、自治会のごみステーション管理の支援を行う。

（款）衛生費 （項）清掃費 （目）し尿処理費

健康安全グループ

し尿収集事業

一般家庭及び事業所から生じるし尿の収集運搬を行う。

し尿処理場管理運営事業

加古郡衛生事務組合のし尿処理施設の管理運営及び施設改修に係る経費を負担する。

（款）労働費 （項）労働諸費 （目）労働諸費

住民グループ

労働行政運営事業

技能職者表彰事業及び労働に関わる事業。

優秀な技能を有し、永年にわたりその職業に従事する者の功を称えることにより、他の技能者の模範となり、地域社会の発展を図る。

シルバー人材センター助成事業

加古郡広域シルバー人材センターの運営経費に対する助成事業。

センターによる高年齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の確保を図り、高年齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する。

勤労者住宅資金融資対策事業

勤労者に対する住宅建築（増改築を含む）資金、住宅購入資金融資に必要な信用保証料補助を行い、勤労者の生活環境の改善並びに生活維持安定により勤労者福祉の向上を図る。

労働者福祉協議会運営事業

播磨町勤労者福祉対策協議会及び東播地区労働者福祉協議会への補助を行い、勤労者の福祉活動を通じ豊かな地域づくりに寄与する。

勤労者福祉サービスセンター運営事業

事業主が掛け金を負担して加入する中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営を補助し、相互扶助を基本に勤労者の福利厚生制度の充実を図る。

ゆうあいプラザ運営事業

高齢者・障害者の複合福祉施設である「ゆうあいプラザ」の管理運営。施設では、シルバー人材センターが独自事業の開発や健全な事業運営を図るとともに、ゆうあい園の園生が就労及び日常生活訓練等を実施している。

平成21年度以降も引き続き加古郡広域シルバー人材センターを指定管理者とする。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費

住民グループ

農業委員会運営事業

農地の権利移動や転用に関する業務を執行するとともに、都市化が進行する中で限られた農地の活用等について検討する。

定例農業委員会の開催

農地権利の移動の許可、転用届出の受理及び転用許可申請の進達

農地の有効利用の推進 ほか

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費

住民グループ

農業総務一般管理事業

町行政と農業集落との連絡調整を図り、農政の円滑な推進を行う。

東播磨農業共済事務組合運営負担事務事業

農業災害補償法に基づく農業共済事業の事務を共同処理するため、二市二町で設立した事務組合の運営経費の不足分について負担する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費

住民グループ

農業振興事業

農業従事者の高齢化・後継者不足などの問題はあるが、農業者団体・消費者と連携しながら地産地消の推進に努めるなど、調和した農業のあるまちづくりを進める。

水田農業構造改革事業

国が推進する水田農業構造改革対策に伴い、生産者・農業者団体が主体となった米の需給調整を実施するとともに、地域の実情に即した産地づくりを推進する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費

住民グループ

土地改良行政一般事業

土地改良事業の企画調整、振興及び指導に関する事務を行う。

北池避難地維持管理事業

浚渫により造成された避難場所の機能を有した土地の維持管理を行う。

大池整備事業「新規」

地元水利よりヘドロの浚渫等の要望がなされており、また浜幹線事業において大池の一部が道路区域になっていることから、底樋・堤体の改修は必須となっている。

兵庫県が事業主体となる「ため池等整備事業」の事業採択となれば、事業費の内 14% を町費負担することで浚渫工事、底樋・堤体の改修工事が実施できるため、事業採択に係る概要書作成業務を行う。

都市計画グループ

地籍調査事業

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界確認を行い、その後地籍を測量し、その結果を地図及び簿冊に作成する。

平成 22 年度より、新島の一部から実施する。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業総務費

住民グループ

水産業総務一般管理事業

水産業全般に係る事務を行う。水産業に関する情報の提供を行うことにより、漁業経営の安定化を図る。

海難予防対策事業

播磨町漁業協同組合への漁船保険加入や、のり浮標灯、防波堤照明の維持管理のための補助金を交付することにより、漁業者の負担を軽減し、もって経営の安定化を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費

住民グループ

水産業振興事業

たこつぼの海面投入や漁業近代化資金利子補給金を交付する等、漁業者の経営安定を図る。

並型魚礁設置事業「新規」

魚類等が礁・沈船などに集まる習性を利用し、並型魚礁を設置することにより、水産物の保護並びに増殖を図り、漁獲の向上に寄与する。

環境・生態系保全活動支援事業「新規」

藻場・干潟・浅場等は、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を持っているが、近年、その規模の減少や機能低下が進行しているため、藻場・干潟・浅場等の維持管理等、環境・生態系保全を行う組織を支援することにより、維持・回復を図るための事業である。

環境・生態系保全対策は、漁業者や地域住民などが行う藻場・干潟・浅場等の保全活動を支援する制度として平成21年度に新たに創設された。機能発揮のための生物移植事業においては、平成21年度で終焉するウチムラサキ再生事業を引き継ぐ事業として考えられ、養殖海苔の色落ち現象を抑制する等、豊かな海の再生が見込まれる。支援期間は平成25年度までとなっている。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 漁港管理費

土木グループ

漁港管理事業

漁港施設の適正な維持管理を図るとともに関係団体との協調を図り、施設運営の向上のための情報収集に努める。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工総務費

住民グループ

特定商品販売の計量立入検査事業

商品流通が活発になる中元・年末年始時期を中心に、製造・卸売業者・小売店舗等の事業所に立ち入って商品量目の検査並びに指導を行い適正計量の推進を図る。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

住民グループ

商工業振興一般管理事業

商工業に係る事業を行う。商工会による優良従業員表彰を支援することで従業員の勤労意欲を高め、会員の事業所の繁栄と発展を図る。(財)ひょうご中小企業活性化センター、(社)ひょうごツーリズム協会、東播磨ツーリズム振興協議会、兵庫県物産協会、東播磨産業振興協議会等に参画し、商工業の発展に資する。

商工業振興事業

商工会が行う事務、事業等の必要経費に対する助成を行い、商工業の振興及び発展を図る。また、昨年度に引き続きプレミアム商品券を発行し、町内商業者の支援並びに消費拡大による地域の活性化を図る。

中小企業信用保証料補助事業

中小企業信用保険法第2条第4項の規定による認定を受けた者に対し、その認定に基づく融資に必要な信用保証料の一部を補助することにより、町内中小企業者の負担の軽減を図り、もって経営の安定に資する。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費

総務グループ

道路用地先行取得基金繰出事業

道路用地のために取得する必要のある用地をあらかじめ取得することにより、公共事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された道路用地先行取得基金への繰出しを行う。

道路用地先行取得基金条例第 5 条による運用益金（利子）の繰出し。

土木グループ

土木総務一般管理事業（土木 G）

土木事業の円滑な推進を図る。関係する調査及び報告をはじめ、管理に必要な事務を行う。また、補助事業の推進、予算枠の確保のため、関係諸団体との協調を図る。

道路台帳更新事業

道路法に基づき町道認定路線の道路台帳や占用・橋梁等各台帳調書を更新し、道路管理事務の円滑化と適正化を図る。

事業用地管理事業

土木事業に必要な起業地の保全のため草刈り及び清掃等を実施し、適正な維持管理を図る。

港湾統計調査事業

港湾統計調査は、国からの委回事務であり、統計法に定められた指定統計で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発利用及び管理に資することを目的としている。調査資料は、港湾計画等の基礎資料として利用される。

港湾整備促進事業

港湾施設の整備促進及び港湾の環境保全の推進を図る。

道路占用物件管理事業

町道の占用物件の更新を年に一度行う。

都市計画グループ

町道未登記処理事業

町が管理する認定道路内の個人名義等の整理を行うとともに、寄付等に伴う道路敷の登記事務等を行う。

土木総務一般管理事業（都市計画 G）

用地買収等に関する研修及び調査並びに報告をはじめ、用地買収関係に必要な事務を行う。また、関係諸団体との協調を図る。

官民境界協定事務事業

官民境界申請における事前協議、調査、立会及び協定の締結を行うとともに、協定図等のデータ更新作業及びシステムの保守を実施する。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 排水溝費

土木グループ

排水施設維持管理事業

排水施設の維持管理を行う。

古宮地区水路整備事業

防災や良好な生活環境を確保するため、水路の整備を図る。

(款) 土木費 (項) 道路橋梁費 (目) 道路維持費

土木グループ

道路維持管理事業

交通の安全確保のため定期的に道路清掃業務を行う。

また、街路樹剪定、防除、灌水、草刈り等を行い、町道の環境美化を図るとともに、その保全に努める。

橋梁長寿命化修繕計画策定事業「新規」

道路橋の現状を把握し、適切な保全を図るため修繕計画を策定し、予防的な修繕を行い、長寿命化を図る。

町道補修事業

老朽化している町道の舗装及び道路付属物の改修を行う。

道路安全対策事業

町内の道路において、歩行者及び車両の安全性の向上とともにバリアフリー化の促進を行う。

(款) 土木費 (項) 道路橋梁費 (目) 道路新設改良費

総務グループ

道路用地土地開発公社買戻事業

債務負担行為に基づき兵庫県町土地開発公社にて先行買収された町道浜幹線道路用地に係る年間利息相当額の支払いを行う。

土木グループ

道路新設改良一般管理事業

道路工事の積算資料を整備し、道路新設改良事業の円滑な執行を図る。

大中踏切拡幅事業

通学路の安全・安心を確保するため、踏切を拡幅する。

町道二子古田線道路改良事業「新規」

町道二子古田線の道路改良を行い、安全な交互交通を確保する。

町道浜幹線道路新設事業（土木G）

小、中、高等学校の通学路として現在非常に危険で交通の混雑している路線（町道二子播磨町駅前線、町道古宮大中線等）に代わりアクセスの向上を図る道路として都市計画道路浜幹線の新設を行い、交通混雑の緩和を図り、安全で円滑な通行を確保する。

事業の進捗に併せ、測量・設計委託及び工事を実施する。

都市計画グループ

町道浜幹線道路新設事業（都市計画G）

幹線道路のネットワークを構築する。事業の進捗を図るため、地権者の協力を得ながら、境界の確定、物件移転補償、用地の買収等の業務を推進していく。

（款）土木費 （項）河川費 （目）河川総務費

土木グループ

河川総務一般管理事業

河川事業の整備促進を図るとともに、ゲート等の点検を実施し災害に備える。

河川美化事業

河川管理者の委託を受け、定期的に草刈りや清掃を実施し、災害防止と環境美化に努める。

（款）土木費 （項）都市計画費 （目）都市計画総務費

総務グループ

公共公益施設整備基金積立事業

公共公益施設の整備資金を確保するため設置された公共公益施設整備基金への積立てを行う。公共公益施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

都市計画事業基金積立事業

都市計画事業の財源を確保するため設置された都市計画事業基金への積立てを行う。都市計画事業基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

都市計画グループ

都市計画行政運営事業

本町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、円滑な都市計画事務を執行することを目的とする。

都市計画の決定、変更に関する事務

都市計画法に基づく開発指導、建築の規制の調査等に関する事務

建築基準法に基づく建築確認申請の事前調査及び意見に関する事務

まちづくりの手法等について調査研究を行う。

公拡法届出事務事業

都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、土地の先買い制度として、都市計画施設に係る土地を譲渡しようとする場合の届出及び都市計画区域内の200㎡以上の土地所有者が、町へ売り渡しを希望する場合の届出についての事務を行う。

都市計画基礎調査事業

都市計画法第6条に基づく基礎調査を県の委託業務として実施している。

都市の現況、動向（人口、建物、土地、都市施設等）を把握する。

都市計画法の規定により、都市計画の決定、変更に必要な都市の現況等について調査する。

土地取引関連事務事業

土地取引の届出及び勧告、遊休土地の利用促進に関する調査をする。

屋外広告物許可申請事業

屋外広告物が地域の環境や景観に大きな影響を及ぼしている現状に鑑み、屋外広告物のもつ機能や役割に配慮しつつ、快適な生活空間の創造に寄するため、屋外広告物の規制の周知、徹底を図る。

都市計画変更業務委託事業「新規」

適正な土地利用や良好な市街地環境の形成等を確保するため、兵庫県が都市計画区域区分及び都市計画マスタープランの見直しを実施したことに伴い、播磨町都市計画マスタープランの見直しに着手する。

住宅耐震診断推進事業

震災に備え、民間住宅の耐震化を推進するため、耐震診断の助成、住宅無料相談会を開催する。

土山駅周辺地区まちづくり交付金事業

土山駅周辺の整備をまちづくり交付金事業により、既存の地域資源の活用を図りながら、地域主導の個性あふれるまちづくりを行う。

事業は平成21年度で完了となるが、事業の事後評価の検証、フォローアップを行う。

まちづくり講演会事業

住民参加のまちづくりを目指し、講演会の開催を通じ、住民のまちづくりへの意識の高揚を図る。

（款）土木費 （項）都市計画費 （目）公共下水道費

下水道グループ

下水道特別会計繰出事業

下水道事業特別会計における雨水処理の財源及び汚水処理等に不足する財源を繰り出す。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費

土木グループ

都市公園維持管理事業

安全かつ快適で、利用しやすい公園にするため、施設や樹木等の適正な管理運営を行う。

児童遊園整備費補助事業

自治会が児童遊園又はこれに付属する設備を設置、改良又は修理に要した費用の一部を補助し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図る。

自治会管理公園補助事業

自治会が維持管理を行う面積が300㎡以上の公園及び広場に対して、その施設の維持管理に要する費用の一部を補助する。

児童に安全な遊び場を提供し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

都市公園施設改修事業

公園施設の安全確保のため、遊具点検結果に基づき、老朽化した遊具等の取替え及び公園施設の更新を図る。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費

土木グループ

緑化推進対策事業

潤いあるまちづくり実現のため、身近な公共用地を提供して花と緑で飾るまちづくりを推進する。

生けがき設置奨励事業

公衆用道路に面し、生けがきを設置する場合に奨励金を交付する。本町における良好なまちの景観を創出し、緑化推進と防災機能の向上を図る。

緑の普及啓発事業

花と緑に対する理解を深めてもらうために普及啓発事業を行う。

(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費

福祉グループ

町営住宅施設維持管理事業

家賃の決定及び変更、入居者の募集、選考及び決定、家賃及び敷金の徴収、徴収猶予及び減免の承認、住宅の修繕、収入超過者に対する措置等を行う。

町営住宅建設及び補修基金積立事業

町営住宅の建設及び補修の資金を確保するため設置された住宅建設及び補修基金への積立てを行う。

住宅建設及び補修基金条例第4条による運用基金(利子)の積立て。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費

健康安全グループ

常備消防事務委託事業

加古川市に消防事務を委託し、火災の予防及び消火活動の充実並びに救急活動の強化を図り、住民生活の安全を確保する。

産業保安事務委託事業

加古川市に産業保安事務を委託し、火災予防の観点から一貫した指導と消防法により届出義務が課せられている事務処理を行う。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費

健康安全グループ

消防団活動事業

消防団員の身分補償及び訓練、礼式、操法大会及び講習会等を実施し、消防団員の知識、技術の向上を図る。

年末警戒及び出初め式 本部会議及び幹部会

消防施設維持管理事業

消防活動に必要な施設の維持管理事業として、防災行政無線・専用電話・兵庫衛星通信・消火栓維持管理及び消防設備の点検・整備を行うことにより、住民生活の安全を確保する。

消防車整備事業

老朽化した消防自動車を更新することにより、消防団員の安全の確保及び消防力の強化充実を図る。

消火栓ホース格納箱新設取替事業

老朽化した格納箱の取替え、また必要な場所に新設することにより、消防力を強化し、初期消火活動に備える。

消火栓新設事業

消火栓が不足している所に新設することにより、消防水利の拡充を行い消防力の強化充実を図る。

防火水槽整備事業「新規」

水田川改修に伴い既設の防火水槽を移設すべく近隣に防火水槽を新設した。この工事に伴う家屋事後調査及び既設防火水槽の撤去工事の実施。

防災行政無線更新事業「新規」

昭和59年度から設置している防災行政無線が老朽化したことによる器機の更新及び同報系については現在のアナログからデジタルに変更する工事を実施する。

防災情報通信設備移設事業「新規」

災害時に使用不能となることを避けるため、設備一式を防災行政無線と合わせて庁舎 2 階に移設する。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 水防費

健康安全グループ

水防活動事業

播磨町全域の水災害の防災計画及びこれに基づく水防活動を行い、水害の防止を図り被害の軽減を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費

健康安全グループ

災害対策活動事業

地域防災計画等に基づく災害防御、救出活動を行い、被害の軽減と鎮圧を図り、住民生活の安全を確保する。

自主防災組織育成事業

大規模災害時において、被害を最小限度に食い止めるためには、発災直後の初期消火活動や救助活動が不可欠であることから、効果的かつ実践的な地域ぐるみの防災活動を展開できるよう支援する。

防災計画推進事業

地域防災計画について、防災関係機関に意見を聴くとともに、防災会議を開催し、地域防災計画の修正を行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育委員会費

教育総務グループ

教育委員会委員活動事業

教育行政の円滑な運営のため、教育委員会の事務事業について合議し、執行する。

学校植木養生管理事業「新規」

播磨小学校にある町指定文化財（天然記念物）のくすのきの樹勢を保持するため、空洞部処理やマルチングなどを行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費

教育総務グループ

事務局一般管理事業

地方教育行政の組織及び運営の関する法律、その他関係法規に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業を円滑に行う。

奨学基金積立事業

経済的理由により修学が困難な者に対し、貸し付ける修学資金を奨学基金として積立てを行う。

安全・安心な教育環境づくり支援事業「新規」

安全・安心な教育環境づくりを支援するため、緊急雇用就業機会創出事業の適用を受け、学校作業員等を配置する。

教育振興基本計画策定事業「新規」

国、県の教育振興基本計画を受け、播磨町の教育に関する基本的な方針及び取り組むべき施策をまとめた播磨町教育振興計画を策定する。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

教育総務グループ

播磨地区学校歯科保健大会事業「新規」

播磨町に2市2町の学校歯科保健関係者が集い、歯科保健に関する諸問題を研究協議し、子どもの健全育成に努める。

学校教育グループ

教育研究指導事業

教師の資質や指導技術の向上、また、様々な教育課題に対応する能力を育てるため、研修を行う。特に新学習指導要領への備えやICT活用に係る研修を行う。

児童生徒就学事務事業

児童生徒の就学に関する事務を行う。

青少年健全育成事業

青少年の健全育成のため、少年補導委員の委嘱とその活動、播磨町内の2中学校の青少年育成推進委員会への補助を行う。

子供美術展事業

幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の造形感覚、創造性を育成するため、絵画等の展示を行う。

外国人英語指導助手招致事業

中学生の語学力の向上、国際理解、教師の語学力向上のため、中学校に外国人の英語指導助手を招致する。

子ども支援事業

長期欠席者の社会的自立や学校復帰を促し、児童生徒の自己実現や社会の構成員としての個性と能力の伸長を図る。

また、支援の必要な児童生徒に対して、学校生活における適切な支援を行う。

読書活動推進事業

播磨町教育審議会の答申に基づき、読書習慣を身につけさせ、「豊かな感性の涵養」に努めるとともに、学力の基本要素である「読む力」の育成を図る。

子ども安全教育（CAP）推進事業

学校・地域社会・家庭で子どもを見守るとともに、子どもが、自ら身の回りの様々な危険を予測し、回避して行動できる力を育むために、小学校4年生にCAP教育を行う。

小学校英語活動推進事業

幼少期から英語に対する興味関心を高め中学校へのスムーズな接続を図るとともに、多文化理解や意思疎通など国際人として必要な資質の基礎を身につけさせるため、小学校3年生以上に毎週1時間、英語活動を実施する。

また、幼稚園や小学校1・2年についても、計画的に英語活動を実施する。

障害児童生徒通学支援事業

加古川養護学校に通学する身体に障害のある児童生徒が家庭事情などに左右されず、等しく教育を受けることができるように、送迎を行う。

情報リテラシー教育アドバイザー事業

情報リテラシー教育の充実を図るとともに、それを指導することができる力量のある教師の育成を行う。

また、ICT環境整備支援を行う。

（款）教育費 （項）小学校費 （目）学校管理費

教育総務グループ

小学校運営事業

小学校の児童の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び小学校の円滑な運営を行う。

小学校保健衛生事業

児童及び教職員を対象に学校保健安全法等に基づく健康診断を実施し、健康の保持及び増進を図る。

- ・学校医等の配置(学校保健安全法第23条)
1校につき内科医(1名)眼科医(1名)耳鼻咽喉科医(1名)歯科医(1名)薬剤師(1名)
- ・児童の健康診断(学校保健安全法第13条)
腎臓検診 心臓検診 脊柱検診 ぎょう虫卵検査 結核検診 他
- ・教職員の健康診断(学校保健安全法第15条他)
尿検査 血液検査 心電図 眼底検査 血圧 聴力 結核検診 他

小学校給食事業

小学校の全児童に対し、単独校調理方式で完全給食を実施し、食事についての正しい理解と食事を通じて好ましい人間関係を育成するとともに、児童の健康保持及び増進を図る。

小学校施設維持管理事業

円滑な学校運営を推進するため、学校施設の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

小学校運営用備品整備事業

児童が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう小学校運営用備品の整備を行う。

交通安全街頭指導事業

町内16箇所に交通安全街頭指導員を配置し、登下校(園)時における幼児・児童・生徒等の安全を確保する。

小学校遊具整備改修事業

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

蓮池小学校教室改修事業「新規」

蓮池小学校の北校舎1階のふれあいルームに可動式間仕切りを設置し、多目的に使用できるように改修する。

(款)教育費 (項)小学校費 (目)教育振興費

教育総務グループ

小学校就学援助事業

心身ともに健全な児童の育成を図るため、経済的理由により就学が困難な児童に対し、学用品費、給食費等を援助する。

- ・ 該当世帯 = 生活保護受給中の世帯 前年度の所得額が基準以下の世帯
保護者の失業など特別な事情がある世帯
- ・ 基準額(モデル世帯) = 2人世帯(大人1人子ども1人)
1,461千円以下(年齢等により異なる)
3人世帯(大人2人子ども1人)
2,004千円以下(世帯構成、年齢等により異なる)
4人世帯(大人2人子ども2人)
2,340千円以下(世帯構成、年齢等により異なる)
- ・ 援助する費用 = 学用品・通学用品費 給食費 校外活動費 医療費
新入学用品費(1年) 修学旅行費(6年)

学校教育グループ

小学校教育振興事業

教科用備品の整備等を行い、教育内容を充実する。

小学校情報教育運営事業

情報活用能力を向上させるとともに、学力向上に資するため、パソコン環境の整備を行う。

小学校体験活動事業

小学校3年生の環境体験事業と小学校5年生の自然学校を一本化し、小学校体験活動とする。これにより、体験活動のねらいである命の大切さなどを発展的、系統的に学ぶようにする。

理科おもしろ推進事業

兵庫県の独自の施策で、小学校5、6年生の理科の授業で「理科推進員」や「特別講師」を活用し観察・実験活動における教員の支援や実験等の体験活動を充実させる。

(款)教育費 (項)中学校費 (目)学校管理費

教育総務グループ

中学校運営事業

中学校の生徒の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び中学校の円滑な運営を行う。

中学校保健衛生事業

生徒及び教職員を対象に学校保健安全法等に基づく健康診断を実施し、健康の保持及び増進を図る。

- ・学校医等の配置(学校保健安全法第23条)
1校につき内科医(1名)眼科医(1名)耳鼻咽喉科医(1名)歯科医(1名)薬剤師(1名)
- ・生徒の健康診断(学校保健安全法第13条)
腎臓検診 心臓検診 脊柱検診 結核検診 他
- ・教職員の健康診断(学校保健安全法第15条他)
尿検査 血液検査 心電図 眼底検査 血圧 聴力 結核検診 他

中学校施設維持管理事業

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び設備の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

中学校運営用備品整備事業

生徒が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう机・イス等の中学校運営用備品の整備を行う。

中学校給食事業「新規」

中学校の全生徒に対し、調理配送業務委託方式で完全給食を実施し、健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を養い、食の自己管理能力を身につけさせる。

中学校給食推進事業「新規」

中学校給食の実施に向けて、配膳室や給食用リフト等の施設整備と食器等の備品の整備を行う。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費

教育総務グループ

中学校就学援助事業

心身ともに健全な生徒の育成を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助する。

- ・ 該当世帯 = 生活保護受給中の世帯 前年度の所得額が基準以下の世帯
保護者の失業など特別な事情がある世帯
- ・ 基準額 (モデル世帯) = 2人世帯 (大人1人子ども1人)
1,556千円以下 (年齢等により異なる)
3人世帯 (大人2人子ども1人)
2,099千円以下 (世帯構成、年齢等により異なる)
4人世帯 (大人2人子ども2人)
2,503千円以下 (世帯構成、年齢等により異なる)
- ・ 援助する費用 = 学用品・通学用品費 給食費 校外活動費 医療費
新入学用品費(1年) 修学旅行費(3年)

学校教育グループ

中学校教育振興事業

教科用備品の整備等を行い、教育内容を充実する。

「トライやる・ウィーク」事業

自己を見つめ、自分の生き方を考え、心豊かにたくましく生きる力を育むため、中学2年生全員を対象に、1週間の体験活動を実施する。

中学校情報教育運営事業

情報活用能力を向上させるとともに、技術家庭科のみならず、全教科での学力向上に資するため、パソコン環境の整備を行う。

(款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費

教育総務グループ

幼稚園運営事業

幼稚園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び幼稚園の円滑な運営を行う。

幼稚園保健衛生事業

園児及び教職員を対象に学校保健安全法等に基づく健康診断を実施し、健康の保持及び増進を図る。

- ・ 園医等の配置(学校保健安全法第23条)
1園につき 内科医(1名) 眼科医(1名) 歯科医(1名) 薬剤師(1名)
- ・ 園児の健康診断(学校保健安全法第13条)
腎臓検診 ぎょう虫卵検査 他

- ・教職員の健康診断(学校保健安全法第15条他)
尿検査 血液検査 心電図 眼底検査 血圧 聴力 結核検診 他

幼稚園施設維持管理事業

円滑な園運営を推進するため、施設の適切な維持管理と園内の保安保持等を行う。

幼稚園運営用備品整備事業

園児が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう幼稚園運営用備品の整備を行う。

幼稚園遊具整備改修事業

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

(款)教育費 (項)社会教育費 (目)社会教育総務費

教育総務グループ

校舎開放管理運営事業

休日等に町立学校の特別教室等を地域住民に開放するに当たり、校舎開放時の適切な管理を行う。

生涯学習グループ

社会教育一般管理事業

社会教育事業全般の管理事務を行う。

社会教育委員設置事業

社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて研究調査を行う。

また、教育委員会の会議に出席し、社会教育に関して意見を述べる。

社会教育推進委員設置事業

自治会等における住民の自主的な文化活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進及び各種社会教育事業の連絡調整を行う。

派遣社会教育主事設置事業

兵庫県教育委員会事務局から社会教育の専門職である社会教育主事を配置し、社会教育分野全般にわたり、住民や関係機関と連携して社会教育の活性化及び施策の推進を図る。

ふれあい活動推進事業

住民交流及び住民活動活性化の推進など、温かい人間関係で結ばれた快適で住みよい地域づくりを行う。

青少年育成事業

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の開催や子ども会育成連絡協議会等の青少年団体の育成を行う。

成人式開催事業

成人式を開催し、新しい次代を担う新成人を祝福し、責任と自覚を促す。

文化行事開催事業

播磨町美術協会、播磨町菊花会、播磨町文化協会の育成、資質向上、活性化を図るとともに、美術展、菊花展、町民文化祭等の開催を支援し、住民の芸術文化への理解と関心を高める。

また近隣市町との連携を図り、東・北播磨地域の学ぶ高齢者のつどい及びコーラス大会の開催を支援する。

体育レクリエーション推進事業

体育指導委員の設置、各種スポーツ・レクリエーション大会や教室の開催及び社会体育指導者の育成等に努め、スポーツ・レクリエーションの日常化を推進する。

学校開放管理運営事業

小学校4校、中学校2校の体育施設を開放し、播磨町在住、在勤者を対象に住民のふれあい、健康増進、学習の場、子どもの居場所としての活用を図る。

生涯学習G所管施設管理事業

明姫幹線下広場等の生涯学習グループ所管施設の整備や適切な管理を行う。

地域スポーツクラブ支援事業

「青少年の健全育成」、「健康の増進、体力の向上」、「豊かなコミュニティづくり」を目的とした総合型地域スポーツクラブの育成を図る。

放課後子どもプラン事業

放課後等に小学校施設等を活用して、子どもの安全・安心な活動場所を地域住民の参画を得て確保し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

生涯学習推進計画策定事業「新規」

第4次播磨町総合計画に基づき、「生涯学習推進計画」を改定し、10年間の推進計画を5年ずつ前期と後期に分けて策定する。住民一人一人が、主体的に学ぶことができる生涯学習の総合的な推進体制の整備を図るとともに、生涯学習社会における学びの機会を充実し、自発的な学習活動を支援する。

郷土資料館

大中遺跡まつり事業

大中遺跡を会場に特色ある「まつり」を実施し、郷土の文化財や伝統文化への理解を深めるとともに、文化財を通じて住民相互の交流を活発化し、播磨町のアイデンティティーを形成する。

学校教育グループ

家庭教育啓発事業

家庭教育の推進を行うために、保護者対象の研修や啓発リーフレットの配布を行う。

日本語検定補助事業

近年、日本語の乱れや基礎学力の低下が問題視されているなかで、日本語に対する興味関心を高め、すべての学力の基礎である国語力の向上を目指すとともに、播磨町民に広報等を通して資格の取得を奨励し、その受検費用の一部を助成することにより知の循環型社会づくりを推進する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費

生涯学習グループ

公民館管理運営事業

指定管理者制度の導入により、より一層住民が主体的に学習し交流する生涯学習の場として管理運営する。

コミュニティセンター管理運営事業

指定管理者制度の導入により、地域住民が主体的に学習し交流する地域活動の拠点として管理運営する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 人権教育費

生涯学習グループ

人権教育啓発事業

部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。

いきいきフォーラムの実施、各種資料の製作・貸出・講演会・研修会・交流会など、多彩な実践活動を通じて人権尊重の意識の向上を図る。

住民の人権啓発活動や交流活動、また、地域リーダーとなる人材の養成等、主体的な人権尊重の地域づくり活動に要する経費の一部を補助する。

人権教育研究事業

人権教育における推進・啓発方法、学習内容、評価等について研究協議する。

播磨町人権教育基本方針の趣旨を達成するための、より効果的な推進方法の工夫、学習内容の系統化、適切な評価を行う。

播磨町人権啓発推進委員会運営事業

人権尊重の地域づくりに向けて、いきいきフォーラム、コミセンのつどい、ふれあいウェブ講座等、住民主体となる人権啓発事業を企画・運営する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費

郷土資料館

文化財保護啓発事業

愛宕塚古墳の管理・保護啓発及び郷土の文化財等への関心と保護意識を高める。

文化財保護審議会運営事業

郷土の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、建議する。

まちの先覚者顕彰事業

郷土の先覚者に関わる歴史的文化遺産の保存や資料等の調査・収集などを行い、住民に広報する。

埋蔵文化財分布調査事業「新規」

播磨町全域を対象に埋蔵文化財分布調査を行い、埋蔵文化財包蔵地をより正確に把握するとともに、埋蔵文化財保護マップを作成する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費

生涯学習グループ

図書館管理運営事業

指定管理者制度の導入により、図書記録等の資料を幅広く収集・整理・保存し、これらを住民に提供することによって、多くの利用を目指すとともに地域文化の向上に寄与する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 資料館費

郷土資料館

郷土資料館管理運営事業

郷土の歴史、考古、民俗等に関する調査研究及び資料の収集・展示、知識の普及等に関する事業を行う。

郷土資料館施設維持管理事業

郷土資料館を安全で快適な施設として維持管理し、効率的かつ経済的な管理業務を行う。

特別展開催事業

大中遺跡をはじめとする文化財、地域の歴史、風土や文化等の中からテーマを選定し、特色ある展覧会を年1回開催する。

親子文化財教室開催事業

親子を対象に、古代の織物や染め物、土器や埴輪づくりなどの多彩な体験学習の機会を提供する。

歴史講座開催事業

住民の興味・関心の高いテーマを中心に講座を計画し、郷土の歴史や文化等に関する知識を深める。

郷土資料館改修事業「新規」

昭和60年に設置され、老朽化した空調設備の改修工事を行う。

(款)教育費 (項)保健体育費 (目)体育施設費

生涯学習グループ

スポーツ施設管理事業

指定管理者制度導入により、総合体育館・町民プール・新島球場・浜田球場・浜田テニスコート・望海公園球場・はりまシーサイドドーム等スポーツ施設の管理運営を行い、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

(款)公債費 (項)公債費 (目)元金

総務グループ

一般会計借入金元金償還事業

公共事業の財源として借り入れた町債の元金の償還や平成9年3月31日限りで廃止された住宅建設資金及び改修資金等貸付制度における財源として借り入れた町債の元金の償還を行う。

(款)公債費 (項)公債費 (目)利子

総務グループ

一般会計借入金利子償還事業

公共事業の財源として借り入れた町債の利子及び一時金借入金の利子の償還や平成9年3月31日限りで廃止された住宅建設資金及び改修資金等貸付制度における財源として借り入れた町債の利子の償還を行う。

(款)予備費 (項)予備費 (目)予備費

総務グループ

一般会計予備費

一般会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算。

国民健康保険事業特別会計

保険年金グループ

国民健康保険は、被保険者の保険税、国庫負担金（補助金）、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、一般会計繰入金、その他の収入金を財源として、病気、けが、出産、死亡等の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助共済の医療保険制度である。

1 保険給付

（1）療養給付費

被保険者の疾病、負傷に対しての診療を医療機関を通じた現物給付という形で行い、次の診療費を国保連合会を通じて医療機関へ支払う。

- ・一般被保険者・退職被保険者とともに7割
- ・6歳の年度末まで8割
- ・70歳以上75歳未満は8割（ただし、平成23年3月31までは自己負担1割）
- ・70歳以上75歳未満の一定以上の所得者は7割

（2）療養費

コルセット等治療装具、旅行中の急病等緊急やむをえない理由で被保険者証を提示せずに診療を受けた場合などの費用は、被保険者の属する世帯の世帯主の申請により、上記の給付割合に応じて現金給付する。

（3）高額療養費

医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担の軽減を図る目的で実施するもので、下記の区分に応じて給付する。

単独

基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（以下「上位所得者」という。）の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に150,000円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が500,000円を超えた場合は別途計算）

基礎控除後の所得が600万円を超えない世帯の場合、同じ人が同一医療機関で、同じ月内に80,100円を超える自己負担が生じた時、その金額を超えた額を支給（ただし、医療費が267,000円を超えた場合は別途計算）

（住民税非課税世帯は、35,400円を超えた額）

世帯合算

同一世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合、これらを合算してに該当する金額を超えた額を支給。

（住民税非課税世帯は、35,400円を超えた額）

多数該当

同一世帯で1年間（診療を受けた月以前12か月）に、既に3回の高額療養費の支給を受けた場合、4回目から上位所得者は83,400円を超えた額、それ以外の者は44,400円を超えた額を支給。

（住民税非課税世帯は24,600円を超えた額）

世帯合算の多数該当

同一世帯で1年間（診療を受けた月以前12か月）に、既に3回の高額療養費の支給を受けた場合で、かつ4回目に同一世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担が複数生じた場合、これらを合算して上位所得者は、83,400円を超えた額、それ以外の者は44,400円を超えた額を支給。

（住民税非課税世帯は、24,600円を超えた額）

70歳以上の人は、外来（個人ごと）の限度額を適用後に世帯単位で自己負担限度額を適用する。

（4）高額介護合算療養費

国民健康保険の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、一定の自己負担限度額を超える額を支給する。

（5）特定疾病

療養に要する期間が著しく長く、かつ、一定の高額な治療を継続して行う必要のある疾病として厚生労働大臣の定めるもの（血友病及び人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全等）で、保険者の認定を受けた場合、毎月の自己負担額は、10,000円を限度とする。

人工透析が必要な70歳未満の上位所得者は月20,000円を限度とする。

（6）出産育児一時金

被保険者が出産したときに、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、420,000円を支給する。

また、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減するため、一時金を医療機関等に直接支払う直接支払制度がある。

（7）葬祭費

被保険者が死亡したときに、その被保険者の葬祭を行うものに対し、50,000円を支給する。

2 老人保健拠出金

老人保健法第53条の規定により保険者が納付の義務を負う拠出金で、医療費拠出金は医療に要する費用に充てられるものであり、事務費拠出金は市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付義務の処理に要する費用に充てられる。

なお、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まったため、平成22年度については、平成20年度の精算分に対する拠出金となる。

3 介護給付費納付金

介護保険法第150条の規定により保険者が納付の義務を負う納付金で、法第160条第1項に規定する業務に要する費用に充てるためのものであり、全国一律の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の保険未加入者）1人当たり負担額に保険者に属する第2号被保険者数を乗じて算定される。

4 後期高齢者支援金

高齢者の医療の確保に関する法律第118条の規定により納付の義務を負う支援金で、法第139条第1項第2号に規定する業務に要する費用に充てるためのものであり、後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額から1人当たりの負担額を算出し、保険者に属する保険者数を乗じて算定される。

健康安全グループ

5 特定健康診査等事業

高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等実施計画を立て、40歳以上74歳以下の加入者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査(特定健診)を行い、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導(特定保健指導)を行う。これにより、生活習慣病の有病者・予備群を減少させ、医療費の伸びの適正化を図る。

財産区特別会計

総務グループ

財産区有財産の管理及び処分について、財産区住民の福祉を増進するとともに財産区運営の円滑化を図る。

老人保健医療事業特別会計

保険年金グループ

老人保健法に基づく現行の老人保健制度に代わり、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されている。

平成20年3月医療費分までは老人保健制度の対象となるため、老人保健法第25条に該当する高齢者を対象に医療費の給付等を行う。

下水道事業特別会計

下水道グループ

下水道は、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、市街地の浸水防止などを果たす重要な都市基盤施設であり、引き続き事業認可区域内の污水管渠整備を図るとともに、水洗化の普及啓発に努める。また、雨水による浸水対策として雨水幹線整備の進捗に努める。

平成22年度は、下水道使用料の改定を行うことにより、経営の健全化を図る。

(汚水整備)

事業進捗状況

認可面積	510.0ha
整備面積	464.2ha(平成21年度末見込)
平成22年度整備予定面積	0.3ha
平成22年度末整備面積(見込)	464.5ha

(雨水整備)

古宮第2-1雨水幹線全体面積	72.0ha
----------------	--------

介護保険事業特別会計

保険年金グループ

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、要介護者には自立支援のため必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する。

要介護状態になるおそれのある要支援者には、重度化防止のため必要な介護予防サービスを、また、要支援状態になる可能性の高い特定高齢者には、必要な介護予防事業を総合的・一体的に提供し、社会全体で介護を支えていく仕組みであり、負担と給付の関係が明確になる社会保険方式で実施している。

介護給付（介護予防給付を含む。）地域支援事業（介護予防事業）に必要な費用は、サービス利用に要した費用の利用者負担分を除いて、50%が公費でまかなわれる。その内訳は、概ね国が25%（うち5%は調整交付金）県が12.5%、町が12.5%を負担する。

公費負担を除く50%の費用を、第1号被保険者（65歳以上）が約20%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が30%を保険料で負担する。

また、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に必要な費用は、国が40%、県と町が各20%、第1号被保険者が20%を保険料で負担する。

『総務』

・介護保険管理事業

介護保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

・介護保険証更新事業

要介護認定者の更新認定・変更認定時等に交付する被保険者証を作成し、発送する事務を行う。

・電算共同処理事業

第三者行為等の故意・過失により発生した保険給付に係る求償事務等を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し、事務を行う。

・介護保険システム運営開発事業

介護保険制度の経常的な事務である資格管理、給付管理等の処理を行う電算システムの管理運営を行う。

加えて、介護サービス等の情報ネットワークシステム（二市二町コミュニティケアネットシステム）の管理運営費を負担する。

・介護保険運営協議会運営事業

介護保険事業の円滑な運営を図るため協議会を開催する。

・連合会事業

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

・地域包括支援センター運営協議会運営事業

地域包括支援センターの中立・公正な事業運営を図るため協議会を開催する。

・介護保険賦課徴収事業

第1号被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法によって賦課・徴収する事務を行う。

・介護認定審査会運営事業

要介護認定における審査判定を行う「播磨町介護認定審査会」の運営事務を行う。

- ・ **認定調査事業**

要介護認定に係る「主治医意見書」の作成依頼及び「認定調査」を居宅介護支援事業者等に委託する事務を行う。

『保険給付』

- ・ **居宅介護サービス給付事業**

在宅の要介護者（要介護 1 ～ 5）が、県の指定を受けた居宅サービス事業者等から受けた居宅サービス費用の 9 割相当額を国保連合会を通じてサービス提供事業者を支払う。

要介護者は、1 割相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

- a . 訪問介護
- b . 訪問入浴介護
- c . 訪問看護
- d . 訪問リハビリテーション
- e . 通所介護
- f . 通所リハビリテーション
- g . 福祉用具貸与
- h . 居宅療養管理指導
- i . 短期入所生活介護
- j . 短期入所療養介護
- k . 特定施設入所者生活介護

- ・ **施設介護サービス給付事業**

要介護者が、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所（入院）した場合、施設サービスの種類ごとに定められた基準額の 9 割相当額を国保連合会を通じて施設に支払う。

入所（入院）者は、1 割相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

- ・ **居宅介護福祉用具購入費給付事業**

在宅の要介護者が、入浴や排せつ等の貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具）を購入した場合、購入費用の 9 割相当額を償還払いで支給する。

ただし、支給限度基準額は年額 10 万円とする。（毎年 4 月 1 日～ 3 月 31 日）

- a . 腰掛便座
- b . 特殊尿器
- c . 入浴補助用具
- d . 簡易浴槽
- e . 移動用リフトの吊り具

- ・ **居宅介護住宅改修費給付事業**

在宅の要介護者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、住宅改修費用の 9 割相当額を償還払いで支給する。

ただし、支給限度基準額は、原則として被保険者一名に対し 20 万円とする。

- a . 手すりの取り付け
- b . 段差の解消
- c . 滑りの防止
- d . 引き戸等への扉の取替え
- e . 洋式便器等への便器の取替え等

- ・ **居宅介護サービス計画給付事業**

在宅の要介護者が、居宅介護支援事業者の居宅介護支援（ケアプランの作成等のサービス）を受けた場合、提供事業者に基づいて基準額の全額を支払う。

居宅介護サービス計画費は、計画作成を受ける旨をあらかじめ町に届け出ることによって、事業者に直接現物給付する。

- ・ **地域密着型介護サービス給付事業**

要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、町の指定を受けた地域密着型介護サービス提供事業者から受けたサービス費用の 9 割分を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

要介護者は、1 割相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

認知症対応型通所介護
 小規模多機能型居宅介護
 地域密着型特定施設入居者生活介護
 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 夜間対応型訪問介護
 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・ **介護予防サービス給付事業**

在宅の要介護者と同様に要支援者（要支援 1 ～ 2 ）が、介護予防サービス事業者等から受けた介護予防サービスの費用の 9 割相当額を国保連合会を通じてサービス提供事業者を支払う。

また、要介護者と同じく 1 割相当額を自己負担し、現物給付によってサービスを受給できる。

・ **介護予防福祉用具購入費給付事業**

在宅の要介護者と同様に要支援者が、福祉用具（特定福祉用具）を購入した場合、購入費用の 9 割相当額を償還払いで支給する。

なお、支給限度基準額は居宅介護福祉用具購入費と同じ年額 1 0 万円とする。

・ **介護予防住宅改修費給付事業**

在宅の要介護者と同様に要支援者が、住宅改修を行った場合、住宅改修費用の 9 割相当額を償還払いで支給する。

なお、支給限度基準額は居宅介護住宅改修費と同じ、原則被保険者一名に対し 2 0 万円とする。

・ **介護予防サービス計画給付事業**

在宅の要介護者と同様に要支援者が、地域包括支援センターの介護予防支援（ケアプランの作成等のサービス）を受けた場合、センターに基準額の全額を支払う。

介護予防サービス計画費は、居宅介護サービス計画費と同じく、あらかじめ町に届け出ることによって、センターに直接支払われる現物給付となる。

・ **地域密着型介護予防サービス給付事業**

要介護者と同様に、要支援者が、町の指定を受けた地域密着型介護予防サービス提供事業者から受けたサービス費用の 9 割分を国保連合会を通じてサービス提供事業者へ支払う。

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・ **審査支払手数料事業**

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

・ **高額介護サービス費給付事業**

要介護者が居宅又は施設サービスに係る自己負担額が著しく高額であるときは、一定の金額を超えた負担額を償還払いで支給する。

ただし、施設サービスにおける食費及び居住費は除く。

被保険者の区分

利用者負担の世帯合算額

a . 生活保護の受給者

町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 1 5 , 0 0 0 円 / 月

- b. 町民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入が併せて80万円以下の者 15,000円/月
- c. 町民税非課税世帯でbに該当しない者 24,600円/月
- d. その他の一般被保険者 37,200円/月

・ **高額介護予防サービス費給付事業**

要支援者の介護予防サービス利用に係る自己負担額と他の家族との合計額が一定額を超えた場合、超えた額を償還払いで支給する。

給付基準額は、高額介護サービス費に準ずる。

・ **特定入所者介護サービス費給付事業**

要介護者が特定施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)サービスを利用したときの食費、居住費及び短期入所サービスを利用したときの食費及び滞在費のうち、基準費用額と利用者負担限度額の差額を補足的給付する。

・ **特定入所者介護予防サービス費給付事業**

要支援者が短期入所サービスを利用したときの食費及び滞在費のうち、基準費用額と利用者負担限度額の差額を補足的給付する。

・ **高額医療合算介護サービス費給付事業**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円を超えた場合、超えた額を給付する。

・ 医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

区 分		後期高齢者+介護 保険 (75歳以上の方)	医療保険+介護保 険 (70歳~74歳 の方)	医療保険+介護保 険 (70歳未満 の方)
現役並み所得者(課税所得 145万円以上の方)		67万円	67万円	126万円
一般(市町村民税課税世帯 の方)		56万円	56万円	67万円
住民税非課税	低	31万円	31万円	34万円
	低	19万円	19万円	

・ **高額医療合算介護予防サービス費給付事業**

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護予防の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円を超えた場合、超えた額を給付する。(医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)を適用する。)

福祉グループ

・ **通所型介護予防事業**

スクリーニングにより把握した特定高齢者に対し、週1回、4会場で「楽々くらぶ」を開催する。地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき、「運動器の機能向上」や「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のメニューを提供する。

健康安全グループ 保険年金グループ

・特定高齢者把握事業

65歳以上の高齢者を対象とした生活機能評価により、特定高齢者を把握する。

また、要介護認定の非該当者や、主治医、民生委員、地域包括支援センター等関係機関からの連絡などにより、特定高齢者を把握する。

福祉グループ

・地域介護予防活動支援事業

生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如している一人暮らし高齢者等が体調不良に陥った場合などに短期間特別養護老人ホームなどに宿泊させ、体調を整えながら生活習慣等の指導をする。

保険年金グループ

・介護予防普及啓発事業

介護予防上の知識等を普及啓発することにより、本人の意欲の向上や地域全体の理解を深め、介護予防へ意識の向上を図る。パンフレットの作成・配布や講師の派遣により地域における自主的な介護予防に関する活動の育成・支援を行う。

・地域包括支援センター運営事業

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳ある暮らしや生活が継続できるよう、できるだけ要介護状態とならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態に応じ切れ目なく提供することが必要となっている。

このため、地域の高齢者の心身の健康保持、保健、福祉、医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの運営及び業務を委託する。

・介護給付費適正化事業

受給者が、適切なケアプランに基づきサービスを利用しているか、ケアプランのチェックや介護給付費の通知を行い、不適切な事業所があれば聞き取りや指導を行う。

福祉グループ

・家族介護支援事業

・家族介護用品給付事業

常時おむつが必要と認められる要介護4又は5の高齢者等を在宅で介護している家族（住民税非課税世帯）に、介護用品（紙おむつ・尿取りパッド等）を給付することで、介護している家族の経済的負担の軽減を図る。

・家族介護慰労金支給事業

過去1年間、介護保険サービスを利用しない要介護4又は5の高齢者を在宅で介護する家族（住民税世帯非課税）に対して、年間10万円を慰労金として支給する。

保険年金グループ

・介護給付費準備基金積立事業

介護保険事業の剰余金基金の利息を介護保険事業の財源に充てるため基金に積立てする。

・ **介護従事者処遇改善臨時特例基金積立事業**

介護従事者処遇改善臨時特例基金の利息を基金に積立てする。

『公債費』

総務グループ

・ **介護特会借入金元金償還事業**

加古川市・高砂市・稲美町・播磨町の二市二町で開発した「コミュニティアケアネットシステム」の開発費に対して発行された町債に係る元金の償還を行う。

・ **介護特会借入金利子償還事業**

上記の町債に係る利子の償還を行う。

保険年金グループ

・ **被保険者還付事業**

第1号被保険者から徴収した保険料の過誤納付分を還付する。

・ **保険料外収入償還事業**

超過交付となった過年度分の国、県等の負担金等を償還する。

『予備費』

保険年金グループ

・ **介護保険事業特別会計予備費**

介護保険事業特別会計における予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための用途を特定しない目的外予算。

後期高齢者医療事業特別会計

保険年金グループ

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、独立した医療制度が創設された。

後期高齢者医療の資格管理、医療給付等は、県内すべての市町が加入して設立された広域連合が行う。市町は被保険者の便益の増進に寄与するものとして、各種申請・届出の受付事務、被保険者証の引渡し事務、保険料収納事務などを行い、住民の健康の向上と老人福祉の増進を図る。